



## 森川会長が面接確認委員会実施要項等を紹介

### 役員支部長合同研修会

1月19日(土)支部長会終了後の15時45分から17時10分まで、本会3階講堂にて役員・支部長合同研修会が開催された。

今年の研修会は森川会長が講師を務め、柔整審査会における面接確認委員会の新設と、医科との併診における不支給問題について説明した。



今般の制度改正のひとつである柔整審査会の権限強化は、実施が決定するもさまざまな障壁がありなかなか進んでいなかった。しかし昨年12月17日、厚生労働省保険局医療課より地方厚生(支)局医療課や都道府県の関係部局、全国健康保険協会宛てに、柔整審査会のなかに面接確認委員会を新設するための設置・実施要項文書が発出され、療養費の不正請求対策の充実が図られることになった。

面接確認委員は柔整審査会委員の中から選出し、委員会は長期・多部位・頻回・部位転がしの疑いなどの選定基準に則って対象となる施術管理者を選定し面接確認の是非を決定する。面接確認の結果、当該施術管理者に対して相当の指導を行なうとともに、その後改善が見られなければ各厚生局へ通告する。また再三の面接依頼に応じない場合も厚生局に報告するとともに氏名を公表する。

最近増えている医科との併診における不支給について森川会長は、関連法規や療養費算定基準、過去の行政からの発出文書などを分析した結果、接骨院で施術を受けたことが「緊急やむを得ない理由にあたらぬ」として不支給とする保険者の論理に疑念があることを紹介し、今後は日本柔道整復師会保険部長として、厚生労働省に対して上記の分析結果など根拠を示しながら、不支給問題に積極的に挑んでいきたいと抱負を語った。

なお、面接確認委員会の詳細については、2月24日(日)の柔道整復療養費取扱い研修会で全会員に説明することになっている。



厚生労働省の委託事業として、インターネット上に医療機関のウェブサイトにおける不適切な広告を監視する「医療機関ネットパトロール」が設置された。違法広告等を発見した場合、当該サイトにアクセスし、フォームに必要事項を入力するうえ通報してほしいと、日整は全国社団に周知を図っている。

### 厚生労働省委託事業 医療等に係るウェブサイトの監視体制強化事業 医療機関ネットパトロール

医療機関のウェブサイトにもや大きな表示があったら、情報をお知らせください

- 医療機関のウェブサイトにもや大きな表示がないかどうかを監視するのが「医療機関ネットパトロール」です。
- 『医療広告ガイドライン』違反の疑いがあるウェブサイトの情報をお知らせください。
- ウェブサイトに不適切な表示や表現を見つけたら、このサイトから通報してください。



○URL: <http://iryokukoku-patroll.com/>

○専用電話 03-3293-9225 平日10時~12時 13時~16時

## いちのみやタワーパークマラソン救護活動報告 (寺倉 稔)

1月14日(月・祝)、第17回いちのみやタワーパークマラソンの救護活動に参加しました。例年強烈な寒さと闘いながらの救護ですが、この日は晴天に恵まれ比較的暖かいなかでの活動となりました。

大会の参加人数も6,500人と昨年を700名ほど上回る賑やかな会場で、今年も8名のスタッフが午前6時45分集合して準備に取りかかり、テーピング救護・ケアとして、下腿部17名、膝部8名、腰部7名、肩部5名、足部3名、大腿部1名に施術しました。

なかには痛みがあるにもかかわらずテーピングをしてでも出場しようとするランナーもいて、マラソン愛の本気度を感じ、我々も中途半端な気持ちでは救護や施術はできないと実感させられました。

今年で担当が終わることとなりますが、普段交流のない会員の皆さんと一緒に意見交換しながら楽しく取り組めたことは、これからの施術にも役立つ大変良い経験となったと思っています。ありがとうございました。

